



# 熊本県公報

第 1 2 3 9 4 号

平成 27 年 2 月 20 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可	(漁港漁場整備課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○保安林の指定に関する予定	( // ) 3
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 4
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定	(社会福祉課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更	( // ) 5
○道路の供用開始	(道路保全課) 5
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 6
○公共測量の実施	(監理課) 6
○肥料登録	(農業技術課) 6
○換地処分	(農地整備課) 7
○農用地利用配分計画の認可	(農地・農業振興課) 7
○農用地利用配分計画の認可	( // ) 7
○農用地利用配分計画の認可の申請	( // ) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	(商工振興金融課) 7
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則	(体育保健課) 8
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 1 4 4 号

公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 2 条第 1 項の規定により公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 2 7 年 2 月 9 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
葦北郡芦北町大字芦北 2 0 1 5 牛の水漁港管理者 芦北町
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - 1 工区  
葦北郡芦北町大字女島字女島 7 7 0 の 7、字鬼塚 5 4 1 の 5、5 3 9 の 1 0、5 3 9 の 9、5 3 9 の 8、5 3 9 の 1 及びこれらの区域に介在する無番地地先並びに字鬼塚 5 3 9 の 1 に隣接する道路地先並びに字鬼塚 5 3 9 の 1 に隣接する道路に隣接する無番地地先の公有水面
    - 2 工区  
葦北郡芦北町大字女島字鬼塚 5 3 9 の 1、5 3 9 の 5、5 3 9 の 2、5 3 9 の 7、5 3 5 の 1 5、5 3 5 の 1 4、5 3 5 の 1 1、5 3 5 の 1 0、5 3 5 の 9、5 3 4 の 1 0 及び 5 3 4 の 9 に隣接する道路地先並びに字鬼塚 5 3 9 の 1 に隣接する道路に隣接する無番地地先の公有水面
  - (2) 区域
    - 1 工区  
次の 1 の地点から 1 8 の地点までを順次直線で結んだ線及び 1 8 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 2 3 年春分の日の満潮位(D L + 3 . 6 6 メートル)における公有水

面と陸地点との境界線により囲まれた区域	
1の地点	の境界線より囲まれた区域(北緯32度17分21秒、東経130度28分17秒)から35度27分25秒348.506メートルの地点
2の地点	1の地点から61度59分54秒14.257メートルの地点
3の地点	2の地点から64度47分26秒3.270メートルの地点
4の地点	3の地点から70度09分53秒3.313メートルの地点
5の地点	4の地点から75度26分38秒3.314メートルの地点
6の地点	5の地点から81度33分34秒3.263メートルの地点
7の地点	6の地点から87度21分32秒3.646メートルの地点
8の地点	7の地点から93度31分30秒3.838メートルの地点
9の地点	8の地点から100度33分06秒3.986メートルの地点
10の地点	9の地点から106度49分42秒4.038メートルの地点
11の地点	10の地点から110度42分51秒7.633メートルの地点
12の地点	11の地点から114度01分55秒4.108メートルの地点
13の地点	12の地点から120度45分58秒4.078メートルの地点
14の地点	13の地点から128度06分48秒4.323メートルの地点
15の地点	14の地点から134度58分43秒3.783メートルの地点
16の地点	15の地点から141度18分33秒3.764メートルの地点
17の地点	16の地点から144度30分34秒56.415メートルの地点
18の地点	17の地点から255度37分25秒1.358メートルの地点

2 工区

次の51の地点から40の地点までを順次直線で結んだ線及び40の地点と51の地点を結ぶ平成23年春分の日(満潮位(DL+3.66メートル)における公有水面と陸地との境界線)により囲まれた区域

51の地点	基準点(沖四等三角点(北緯32度17分21秒、東経130度28分7秒))から18度23分40秒292.755メートルの地点
34の地点	51の地点から83度53分47秒61.773メートルの地点
35の地点	34の地点から61度53分55秒4.950メートルの地点
36の地点	35の地点から151度53分55秒1.000メートルの地点
37の地点	36の地点から61度53分55秒5.000メートルの地点
38の地点	37の地点から331度53分55秒1.000メートルの地点
39の地点	38の地点から61度53分55秒20.050メートルの地点
40の地点	39の地点から61度53分55秒9.379メートルの地点

(3) 面積

1 工区	1,306.24平方メートル
2 工区	2,885.57平方メートル
合計	4,191.81平方メートル

4 埋立地の用途

- 漁港施設用地
  - 公用・公共用施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び年号  
平成24年1月30日熊本県指令漁第23号
- 6 関係書類の備置場所  
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び芦北町農林水産課

熊本県告示第145号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字深瀬713番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字深瀬713番1(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第146号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町中坂梨字前田52番3、82番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
次前田52番3、82番（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第147号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽10番277（次の図に示す部分に限る。）、10番140、10番141、字上平原1063番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字猫嶽10番277、字上平原1063番1、字猫嶽10番140・10番141（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第148号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字新所1242番1、1244番1、1248番、1249番、1251番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字新所1242番1、1244番1・1248番・1249番・1251番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第149号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成27年2月10日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	純愛不倫 恍惚のくちづけ（オーピー） ザ・女狐 地獄の貴婦人（新東宝） 痴女の盗み撮り 奥まで覗く（新東宝） 痴女探偵 中出しレポート（オーピー） 巨乳未亡人 お願い！許して・・・（オーピー） 不倫旅情 淫液で満たす夜（オーピー） どスケベ坊主の絶倫生活（オーピー） 発情病棟 女医たちの下半身（新東宝） OL 金曜日の情事（新東宝） 喪服熟女 悶えっぱなし（オーピー） 紅い発情 魔性の香り（オーピー） 強制飼育 OL肉奴隷（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年2月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	菊池市大平字獺打田 592番4地先から	前	12.6 ～	9.5	災害復 旧
		同所 592番4地先まで	後	14.5 ～ 15.7		

2 区域を変更する期日 平成27年2月20日

熊本県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 清志会 天草市五和町二江4668番地	紫明寮ヘルパーサービス 天草市五和町二江4668番地	平成26年8月1日

(介護予防通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 清志会 天草市五和町二江4668番地	紫明寮デイサービスセンター 天草市五和町二江4668番地	平成26年8月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人 清志会 天草市五和町二江4668番地	紫明寮ショートステイ事業所 天草市五和町二江4668番地	平成26年8月1日

熊本県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の変更の届出があつたので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	所在地		変更年月日
		旧	新	
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	居宅介護支援事業所 なぎ 天草市諏訪町1番1号	天草市五和町9133番地	天草市諏訪町1番1号	平成26年12月15日

(訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	所在地		変更年月日
		旧	新	
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	天草訪問看護ステーション 天草市諏訪町1番1号	天草市五和町9093番地	天草市諏訪町1番1号	平成26年12月15日

(介護予防訪問看護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事務所の名称及び所在地	所在地		変更年月日
		旧	新	
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	天草訪問看護ステーション 天草市諏訪町1番1号	天草市五和町9093番地	天草市諏訪町1番1号	平成26年12月15日

熊本県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年2月20日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 1988番2地先 同所 2114番地先まで	100.0	防交安 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成27年2月20日

公 告

熊本県公告第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス鏡店  
八代市千丁町太牟田字平島2290番3ほか
- 2 変更しようとする事項の概要  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数

駐車場	変 更 前	変 更 後
No. 1	建物東側 51台	建物東側 51台
No. 2	なし	建物南側 23台
合 計	51台	74台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項  
来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
No. 1	午前9時30分～午後10時30分	午前9時30分～午後10時30分
No. 2	なし	午前9時30分～午後10時

- (3) 変更の年月日  
平成27年2月6日

- 3 届出年月日  
平成27年2月5日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課  
平成27年2月20日から平成27年6月20日まで

熊本県公告第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成26年5月31日から 平成27年3月30日まで	山鹿市、荒尾市、玉名市、玉東町、熊本市、合志市、宇土市、宇城市、阿蘇市、産山村、南阿蘇村、大津町、菊陽町、氷川町、八代市、芦北町、津奈木町及び水俣市

熊本県公告第106号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	登録した年 月日

熊本県肥 第146 4号	配合肥 料	フルボ アクト P	窒素全量： 1.0 りん酸全量 ：12.0 く溶性りん 酸：11. 0 加里全量： 8.0 く溶性加 里：8.0 水溶性加 里：6.0 く溶性苦 土：2.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	有限会社ワイア ンドエス 熊本県山鹿市中 554番地サン ハイツ3-10 3	平成27 年2月1 0日
--------------------	----------	-----------------	--	--	---	--------------------

**熊本県公告第107号**

県営南関西地区（墨摺川換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第108号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
合同会社現代 農業研究所	熊本市北区植木町田底	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字駒比116 0番ほか4筆

2 認可年月日

平成27年2月13日

**熊本県公告第109号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中神 美隆	人吉市中神町字馬場	人吉市中神町字馬場字九反田711番
大柿営農生産 組合 大柿 章治	人吉市中神町字大柿	人吉市中神町字馬場字九反田646番 ほか8筆

2 認可年月日

平成27年2月13日

**熊本県公告第110号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第

3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年2月20日から同年3月5日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 みのり会	葦北郡芦北町大字大野	葦北郡芦北町大字大野字迫田276番 1ほか3筆

2 申請年月日

平成27年2月9日

熊本県公告第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成27年2月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス御船店  
上益城郡御船町大字辺田見字中道148番1ほか
- 大規模小売店舗の譲渡があった年月日  
平成20年9月20日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（承継前）株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
（承継後）芙蓉総合リース株式会社 取締役社長 佐藤 隆  
東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
- 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積  
1,457平方メートル
- 届出年月日  
平成27年2月5日

登載依頼

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月20日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

熊本県教育委員会規則第14号

熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園使用規則の一部を改正する規則（昭和53年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号その1（第2条関係）の表中「ゲートボール場」及び「トレーニング広場」の表を削除し、照明設備使用料の料金（30分）の項中「3,150円」を「円」に、「1,050円」を「円」に、「320円」を「円」に、「110円」を「円」に改め、施設名の項に「運動広場フットサル」及び「運動広場その他」を追加する。

別記様式第1号その4（第2条関係）の夜間照明の項中「70台点灯」を「点灯」に、「102台点灯」及び「全点灯」の表を削除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月20日

熊本県人事委員会委員長 成 瀬 公 博

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2初任給基準表（その1）行政職給料表初任給基準表中



1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級25号給
1級15号給
1級1号給
1級25号給
1級9号給
1級5号給
1級1号給

1級29号給
1級19号給
1級9号給
1級29号給
1級19号給
1級5号給
1級29号給
1級13号給
1級9号給
1級5号給

を

に改める。

別表第2初任給基準表（その2）公安職給料表初任給基準表中

1級19号給
1級3号給

1級23号給
1級7号給

を

に改める。

別表第2初任給基準表（その3）研究職給料表初任給基準表中

2級1号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給

2級5号給
1級19号給
1級9号給
1級5号給

を

に改める。

別表第2初任給基準表（その4）医療職給料表（1）初任給基準表中

1級25号給
1級1号給

1級29号給
1級5号給

を

に改める。

別表第2初任給基準表（その5）医療職給料表（2）初任給基準表中

2級15号給
2級1号給
2級17号給
2級3号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
1級17号給
1級11号給
1級7号給
1級17号給

2級19号給
2級5号給
2級21号給
2級7号給
2級5号給
1級21号給
1級15号給
2級5号給
1級15号給
2級5号給
1級21号給
2級5号給
1級21号給
2級5号給
1級15号給
2級5号給
1級21号給
1級21号給
1級15号給
1級11号給
1級21号給

を

に改める。

1級11号給
1級1号給
1級1号給

1級15号給
1級5号給
1級5号給

別表第2初任給基準表（その6）医療職給料表（3）初任給基準表中

2級11号給
2級5号給
2級5号給
2級1号給
1級1号給

2級15号給
2級9号給
2級9号給
2級5号給
1級5号給

を

に改め、同表備考1中「第21条第3号」

を「第21条第4号」に、「2級15号給、「短大卒」を「2級19号給、「短大2卒」に、「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

別表第2初任給基準表（その8）教育職給料表（2）初任給基準表中

2級29号給
2級13号給
2級1号給
1級11号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

2級33号給
2級17号給
2級5号給
1級15号給
1級25号給
1級15号給
1級5号給

を

に改める。

別表第2初任給基準表（その9）教育職給料表（3）初任給基準表中

2級41号給
2級25号給
2級13号給
2級3号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

2級45号給
2級29号給
2級17号給
2級7号給
1級25号給
1級15号給
1級5号給

を

に改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に在職する職員の給料月額について、この規則の施行の日以後に採用された者との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。